両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会設置要領

（設置）

第１　両磐保健医療圏地域医療に関する懇談会の提言の具体化に向けた関係者による意見交換及び検証を行うため、両磐保健医療圏の地域医療を守る懇談会（以下「地域医療を守る懇談会」という。）を置く。

２　地域医療を守る懇談会は、「岩手県地域医療構想調整会議設置要綱」に定める両磐構想区域地域医療構想調整会議を兼ねるものとする。

（所掌）

第２　地域医療を守る懇談会の所掌は、次のとおりとする。

(1)　地域住民、医療関係団体、県立病院等が、両磐保健医療圏における地域医療をめぐる課題を共有しながら、提言の具体化に向けてそれぞれなすべき取組みなどについての意見交換及び検証

(2)　介護、福祉との連携を含む地域医療の今後の姿などについて協議及び検証

(3)　地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議

（組織）

第３　地域医療を守る懇談会の構成は、地域住民、医療関係団体、医療施設、社会福祉関係団体、市町、岩手県立病院等とし、別紙に掲げる団体から推薦を受けた者をもって組織する。

２　地域医療を守る懇談会に座長を置き、岩手県一関保健所長をもって充てる。

３　座長は、会議を招集し、会議を総括する。

４　座長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（委員の任期）

第４　委員の任期は２年とする。ただし、任期途中で退任した委員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第５　地域医療を守る懇談会に部会を置くことができる。

２　部会は、座長が指名する者、若しくは委員から推薦され、座長が承認した者をもって構成する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、座長が指名する。

４　部会長は部会を主宰し、会議の議長となる。

５　部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

６　部会に関し必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第６　地域医療を守る懇談会の庶務は、岩手県一関保健所において処理する。

（その他）

第７　この要領に定めるもののほか、地域医療を守る懇談会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成 22 年 10 月 13 日から施行する。

附　則

この要領は、平成 24 年２月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成 28 年 10 月 18 日から施行する。

２　施行時の委員の任期は、平成 28 年 10 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

附　則

この要領は、令和４年３月 31 日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年８月 26 日から施行する。

別　紙

区分	団体名
地域住民代表	一関市民生児童委員連絡協議会
	一関市 PTA 連合会（変更前　一関市立山目小学校ＰＴＡ）
	朝顔のたねー千厩病院を守り隊
	平泉町保健推進員
	藤沢町住民自治協議会
医療関係団体	一関市医師会
	一関歯科医師会
	一関薬剤師会
	岩手県看護協会一関支部
民間医療施設	社団医療法人西城病院 一関西城病院（変更前　医療法人博愛会一関病院）
	医療法人社団愛生会 昭和病院
	医療法人磐清会 木村消化器内科（変更前　寺崎内科胃腸科医院）
	医療法人三秋会 一関中央クリニック
	谷藤内科医院
公的医療機関	独立行政法人国立病院機構岩手病院
	岩手県立磐井病院
	岩手県立南光病院
	岩手県立千厩病院
	岩手県立大東病院
	一関市国民健康保険藤沢病院
社会福祉・介護関係団体等	一関市社会福祉協議会
	介護老人保健施設協会
	両磐ブロック高齢者福祉協議会
教育分野	岩手県高等学校長協会一関支会
市町・保険者	一関市
	平泉町
	一関地区広域行政組合
	全国健康保険協会岩手支部
保健所	岩手県一関保健所